

区 組

回 覧

町内会会員各位

令和5年2月16日

山根町東部町内会会長

(総務部長)

町内会長の改選について

梅のつぼみがほころぶ季節となり春の訪れを待ち遠しく思っております。政府もウィズコロナに向けハンドルを切り替えていくようです。町内会活動もウィズコロナの中、状況を見据えながら活動して参りますので、その折には皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、町内会長の任期は、町内会規約第八条（会長以下区長の任期）により2年となっており、本年3月末日をもって、その任期が満了となります。したがって、規約第十条（会長の選出）に従い、下記の要綱により実施致します。

現町内会長も 長年務めており、この機会に是非とも新会長を選出して頂き、新しい企画で町内運営に当たって頂きたく、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



記

1, 会長の選任

- (1) 会長の立候補者を募り、選挙により決定します。
- (2) 立候補の資格者は、町内に1年以上居住する町内会会員（成

年者)であることを条件とし、選挙は組長以上の役員で行います。

なお選挙は3月上旬に予定致します。

(3) 立候補される方は、令和5年2月28日までに総務部長
中村(携帯 090-2094-4974)まで、申し出てく
ださい。

(4) 立候補者がいない場合は、規約第十一条(前任者の留任ある
いは他の会員指名)により決定致します。

2. 役員の委嘱

副会長、各部長、ブロック長、子供会会長、会計監査役は、会長から
委嘱されます。

3. 町内会役員参加依頼

町内会長をはじめ他の役員の方も長年にわたり業務を引き受けて頂
いておりますが、ご都合により退任される方もおられます。色々な方
に役員として新しい町内会運営に当たって頂きたい、よろしくお願い
申し上げます。また、一事業参加でも結構です。

以上

